

第9回 著作権法 第10回カラオケ法理 第14回 2009・2012年改正著作権法

技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ) の活動から学ぶ・・ 遠山 勉

【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の 全体像
- 第2回特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回特許権の効力(1)
- 第7回特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的 制度

- 第9回・第10回 著作権法の基礎 知識、カラオケ法理、著作権法 2009年改正(6月7日)
- ●第11 回 ライセンス契約による 知的財産管理(6月21日)
- ●第12 回 営業秘密の法的保護 (6月28日)
- ●第13回 職務として知的財産を 開発する際の法規制(7月5日)
- ・ 第14回知的財産戦略、第15回ウェブサイト開設に伴う問題(7月12日)
- ●最終回 到達度確認試験(7月2 6日)

Apple/Steve Jobs の技術開発

- 1975 ウォズ Apple I のプロトタイプ
- 1976 Appleコンピュータ社設立
- 1977 Apple II
- 1979 パロアルト研究所でAlto を見る
- 1980 Apple III
- 1983 Lisa
- 1984 Lisa 2, Macintosh
- 1985 Jobs退社,Next設立
- 1986 ピクサーを買収

- 1995ディズニーと契約/トイ・ストーリーで成功
- 1996 Apple社Next買収し、 Jobs復帰
- 1998 初代iMac
- 2001 iTunes(1月), iPod(12月)
- 2003 iTunes Music Store, iTunes for Windows
- 2007 iPhone
- 2010 iPad
- 2011,10,05 Jobs 永眠

音楽入手経路の変遷とiPodの成功

音楽情報源		音楽メディア	音楽入手経路	特長・聴く場所
音楽ソフト制作会社	EP		レコード店で購	オーディオルーム
 放送会社	LP		入	レコード喫茶
インターネット		(カセット) テープ	エアチェック ダビング	オーディオルーム 野外・編集
レンタルCD店	CD		レコード店で購 入	オーディオルーム
個人		MD	CDからのコピー	オーディオルーム 野外・編集
		iPod等デジタ ル・オーディ	iTunes Store からダウンロー	ストレージ(収納庫)
		オ・プレーヤー	ド CDからコピー	野外・編集
		NW · Audio	インターネッ ト・CD	オーディオルーム 4
芸能プロダクション			コンサート	コンサートホール
音楽を楽しむというニーズ ©2012 Tsutomu TOYAMA				

デジタル・オーディオ・プレーヤの攻防 ソニー対アップル

メモリースティックウォークマン 『NW-MS7』 1999年 9月 22日発表



著作権保護技術「OpenMG」 対応ソフト同梱

音楽配信サービス (Bitmusic) 1999 年12月1日開始 iTunes

2001年1月無料配布

iPod

2001年10月 23日発表 iTunes Music Store

2003年4月

iTunes Store に改名 2006年9日1



http://ja.wikipedia.o

2006年9月12日

http://ascii.jp/elem/000/000/305/305301/

http://www.sonv.ip/CorporateCruise/Press/

12 Tsutomu TOYAMA

Jobsの戦略 iTunesの無料配布

ビジョン(将来予測):パソコンがデジタルハブになる

音楽管理ソフト iTunes to go

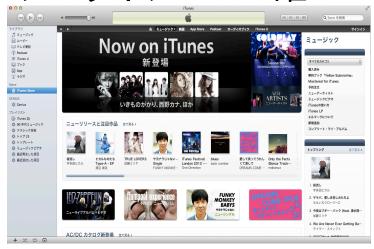


人は音楽をコピー したがる 受け手用から 送り手用に





ソフト配信用に変身 サプライチェーン確立



音楽・映画・電子書籍 アプリの配信

iTunes storeと著作権問題

- 背景にナップスターなどの海賊 盤サービス
- ワーナー、ソニーにアップルの協力関係・・その後解消
- ソニー&ユニバーサル組と ワーナー、EMI系のミュー ジックネット社とに2分
- ストリーミング可だが曲を手元に 置けない
- ソニーでは、ハードとソフトとコン テンツの協力なし

- Apple
- 海賊盤をなくす一番いい方法(唯一の方法)は、・・魅力的なやり方を提供すること(Steve Jobs 講談社p174)
- 音楽産業大手5社を説得(p17 4)
- アーティスト本人の許諾
- 曲のバラ売りを可能にし、曲単位 で所有できるようにした。
- Windows 版iTunesで急速普及

アップルを作った頃、知的財産を生み出せば成功できるとわかったんだ。
・・・知的財産が保護されなくなれば、創造的な会社はなくなるし、新しく生まれることも無くなる(Steve Jobs 講談社p173)

著作権法概要

- ・ 著作権法の目的・文化の発展
- 著作権とは、利用態様ごとの権利の束
 - 無方式主義
 - 侵害行為、営利性の有無は関係なし
 - 権利制限規定・・私的使用目的・引用等の場合は無許諾で利用可能
- 産業財産権法(主に特許法)との違い・関係
 - 他人の創作に依拠しない独自創作なら侵害でない(相対的独 占権)
 - − 他人の著作物を利用した意匠や商標・・使用不可(意26、商29)
- 歴史的経緯
- 関係する国際条約

著作物

1・保護対象・・著作物の定義

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。(2条)

アイデアは保護しない

キャラクター(登場人物の人格という抽象的概念であり保護対象ではない)

キティちゃんなどのキャラクターは美術的著作物として保護

- 2・著作物の具体例
- 3•二次的著作物
- 4・編集著作物・データベースの著作物
- 5 共同著作物 結合著作物
- 6・権利の目的とならない著作物

著作権法において規定されている権利 著作者人格権

- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権

著作権法において規定されている権利 著作権

- 複製権・著作物を複製する権利
- 上演権及び演奏権・・ 著作物を公に上演・演奏する権利
- 上映権・・著作物を公に上映する権利
- 公衆送信権等・・著作物を公衆送信、送信可能化等する権利
- 口述権・・ 言語の著作物を公に口述する権利
- 展示権・・美術の著作物や未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
- 頒布権・・映画の著作物をその複製によって頒布する権利
- 譲渡権•• 著作物を原作品か複製物の譲渡により、公衆に伝達する権利(ただし、映画の著作物は除く)。
- 貸与権・・ 著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
- 翻訳権・翻案権・・ 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は 脚色し、映画化し、その他翻案する権利
- 二次著作物利用に関する現著作者の権利

著作権法において規定されている権利 著作隣接権

- ・ 実演家の権利
 - 氏名表示権、同一性保持権、録音・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権等、その他報酬請求権
- ・ レコード製作者の権利
 - 複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権等、その他報酬 請求権
- 放送事業者の権利
 - 複製権、再放送権・有線放送権、送信可能化権、テレビ ジョン方法の伝達権
- 有線放送事業者の権利
 - 複製権、放送権・再有線放送権、送信可能化権、有線テレビジョン方 法の伝達権

著作権者

- 著作者と著作権者の関係
 - 財産権部分を譲渡すると著作権者=著作者でなくなるが、著作者人格 権は著作者に残る
- 職務著作
 - 法人等の発意に基づく
 - 従事者が職務上作成
 - 法人等が自己の著作名義で公表
 - 契約等で別段の定めがない
- 共同著作物の権利者
 - 寄与を分離して別々に利用できない著作物の創作者は共同著作者
 - 分離できる結合著作物(例:作詞と作曲)の場合は単独となる。
- 映画の著作者・著作権者
 - 全体的形成に創作的に寄与した者(著16条)

著作者の権利

- 著作者人格権
 - 一身専属
- 第六十条・・・著作者が存しなくなつた後においても、 著作者が存しているとしたならばその著作者人格権 の侵害となるべき行為をしてはならない。
- 著作権(財産権)

・ 財産権の部分は、支分権毎に譲渡できる

権利の制限

- 私的使用のための複製(著法30条1項)
- 私的使用のための複製であっても許されない場合
 - 公衆使用に供する目的の自動複製機器による複製
 - コピーガード回避を知りながら複製
 - 違法複製コンテンツを違法と知りながらのダウンロード
 - 映画盗撮防止法に規定する行為(映画館での盗撮)
- 私的録音録画保証金(著法30条2項)
 - ─ デジタル録画機器による著作物複製・保証金をデポジット
- 図書館等における複製(著法31条)
 - 著作物の一部(書籍の半分以下)を複製可能

権利の制限

- 引用(著法32条1項)
 - 公表された著作物
 - 公正な慣行に合致し、正当な範囲で(明瞭区分性と主従関係)
 - 出所の明示
- 学校その他の教育機関における複製等(著法35条)
 - 授業の過程で使用するための複製は可
 - 著作権者に経済的不利益を与えてはならない。
 - 遠隔授業対応・副会場への配信も可
- 営利を目的としない上演等(著法38条)
 - 営利目的の団体、商品宣伝のためは営利性あり
- 美術の著作物等の展示に伴う複製(著法47条)
 - 原作を展示する者は、解説書や紹介パンフに著作物を掲載できる

出版権

- 出版に限定した複製権(著79~88)
- 複製権による出版・他の出版社による出版を規制できない
- 出版権の設定・独占出版可能となる
- ・出版権者の義務(著81条)
 - ・原稿引き渡し日から6月以内の出版義務
 - 継続出版義務
 - 増刷時の修正機会と通知義務

著作隣接権

- 著作物の伝達を担っている者の経済的利益 を保護
- 著作隣接権は、排他権と報酬請求権
- 実演家の権利(著89条1項)ワンチャンス主義(著91条2項)
- レコード製作者の権利(著89条2項)
- ・放送事業者の権利(著89条3項)
- ・ 有線放送事業者の権利(著89条4項)

保護期間

- ・ 著作権の保護期間
 - 死後50年、無名 公表後50年、映画 公表後70年
- ・ 著作者人格権の保護期間
 - 一身専属で死亡により消滅するが・・・ 著60条あり
- ・ 著作隣接権の保護期間
 - ・ 行為を行った時から50年
- ・ 継続的刊行物の公表の時
 - 毎号毎が原則
 - 各号で完結せず最終号で完結するものは最終の公表から

権利侵害

- ・ 権利の侵害
- 侵害とみなす行為
- 差止請求権
- 損害賠償請求権
- 名誉回復の措置
- 著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置
- 紛争解決あっせん制度

カラオケ法理

- カラオケ店で、カラオケテープ再生装置が置いてあり、従業員が、客に曲目リストを見せ、客が選んだ曲を再生し、客が歌っていた。カラオケ店経営者は、当該曲目の著作権者から何らの許諾を得ていない。カラオケ店経営者は著作権(演奏権)侵害にあたるか?
- 1) 他者の直接利用行為の管理支配性
- 2)利用行為による営業上の利益の帰属の有無
- 自炊代理業は?

参考

文部科学省http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/bunka/gijiroku/013/05072901/004-2.htm 駆け出しパートナー弁護士の日常

http://morimotoshin.blog137.fc2.com/blog-entry-6.html http://morimotoshin.blog137.fc2.com/blog-entry-7.html http://morimotoshin.blog137.fc2.com/blog-entry-8.html

その他

- 刑事罰(故意要件)
- 著作権管理事業
- ・ 著作権登録制度(権利発生要件ではないが)
 - 実名の登録(著75)
 - ・第1発行年月日の登録(著76)
 - 創作年月日の登録(著76-2) ・プログラムの登録
 - 著作権の登録(著77)
 - ・出版権の設定登録(著88)
 - ・著作隣接権の登録(著104)

2009年著作権法改正の概要

- 1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
- 2. 違法な著作物の流通抑止
- 3. 障害者の情報利用の機会の確保
- 4. その他

文化庁ホームページ 著作権法の一部を改正する法律の概要 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/ 21_houkaisei_horitsu_gaiyou.pdf

2012年著作権法改正の概要

1.著作権等の制限規定の改正(著作物の利用 の円滑化)

- ・いわゆる「写り込み」(付随対象著作物としての利用)等 に係る規定の整備
- 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に 係る規定の整備
- ・公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る 規定の整備

2.著作権等の保護の強化

- 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
- 文化庁 ・ 違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/ 24 houkaisei horitsu gaiyou ver6.pdf

【テキスト・参考文献等】

- 教科書:講義レジュメにしたがって授業を行う(レジュメは配布しないので注意すること)。
- 参考書:
 - 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011 年発行 ¥2,730
 - 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012 年発行 ¥4,410
 - 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
 - ★知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
 - ★スティーブ・ジョブズ I [ハードカバー] ウォルター・アイザックソン (著),井口 耕二 (翻訳)

お疲れ様でした

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化: http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013